

市谷議員 要望項目一覧

令和2年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 新型コロナウイルス対策</p> <p>(1) 医療・介護について</p> <p>①第1感染者が出てから、鳥取市が市内介護事業所に対し、デイサービスの自粛を要請していたが、今は再開され、利用者とその家族にとって安心を生み出している。同時に、介護事業所は、感染の懸念から利用者が減り、経営維持が困難になっているとも聞く。報酬減に対する補填や危険手当を支給し、介護事業所がつぶれないよう支援すること。また、サージカルマスク、フェイスシールド、サージカルガウン、ディスポーザブルグローブ、消毒薬が不足しているとも聞くため、ニーズ調査を行い、必要量がいきわたるようにすること。</p>	<p>介護事業者への収益減少に対する支援については、国が持続化給付金や家賃支援を実施・検討しているほか、本県においても4月臨時補正で無利子期間等を拡充した県独自の制度融資等を設けた。また、感染防止対策や代替サービス提供に取り組む施設に対する報酬加算等の財政支援の充実について、全国知事会を通じて国に要望している。</p> <p>マスク、消毒液、防護具等については、福祉施設等における使用状況や在庫量等を把握しながら、不足が見込まれる福祉施設等に対し、県備蓄や国からの配分・斡旋されたものを配布している。また、4月臨時補正で福祉施設用の物資を購入する予算を措置した。</p> <p>引き続き、個々の福祉施設等の状況を聞きながらニーズの把握等を行い、必要性や緊急度を判断の上、的確な配布を行っていく。</p>
<p>②行動自粛や介護サービス等の自粛から、とりわけ独居老人が心配との声が出ている。保健師が訪問するなどして、感染予防と健康づくりへの支援を行うこと。</p>	<p>高齢者世帯や独居高齢者の方の孤立化や心身の状況が悪化しないように、「とっとり方式認知症予防プログラム」の動画を県ホームページに掲載し活用いただくよう周知しており、市町村においても、見守りやケーブルテレビ等を活用した居宅での介護予防の運動などの取組を実施している。</p> <p>引き続き、感染症防止の留意点や介護予防の取組を高齢者等に適切に広報し、市町村と連携して、高齢者の見守りや介護予防の取組を進めていく。</p>
<p>③医療機関は、コロナウイルス対策で大きな役割を果たしているが、感染の懸念から患者が減り、ある医療機関では、累計1億円の収入減少、救急搬送25%減など、病院収入の減少が深刻である。愛知県のように県独自の応援金の支給や、損失補填を行うこと。また県が支給の努力を行っているものの、マスク、防護服、消毒液の配備が追い付いていない実態があると聞く。実態をよく聞き取り、余裕をもった配備となるようにすること。</p>	<p>令和2年4月17日に重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われた。</p> <p>また、新型コロナウイルスの病床確保に係る空床補償額の単価引き上げがなされたところであるが、さらに実態に見合うよう大幅に引き上げることとともに、病症単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病床及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置することについて、全国知事会を通じて国に要望している。</p> <p>マスク、消毒液、防護具等については、医療機関等における使用状況や在庫量等を把握しながら、不足が見込まれる医療機関に対し、県備蓄や国からの配分・斡旋されたものを配布している。また、4月臨時補正で県が追加で医療機関配布用の個人防護具を購入する予算や、医療機関の独自購入に対し補助する予算を措置した。</p> <p>引き続き、個々の医療機関等の状況を聞きながらニーズの把握等を行い、必要性や緊急度を判断の上、的確な配布を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④鳥取県東部歯科医師会からも要望がでていますが、歯科の現場では、マスクや消毒液が不足している。県が毎月在庫状況調査を行い、県が必要最低数の1か月分を無償提供し、喜ばれているが、余裕のある配備量となるようにすること。数か月後に学校や保育園の歯科検診が行われるが、その際に必要な「使い捨てグローブ」を確保し、学校歯科医に配布すること。</p>	<p>マスクや消毒液については、歯科に対しても、その使用状況や在庫量等を把握しながら、不足が見込まれば県備蓄や国からの配分・斡旋されたものを配布している。今後も個々の状況を聞きながらニーズの把握等を行い、必要性や緊急度を判断の上、的確な配布を行っていく。</p> <p>県立学校の児童生徒に対する歯科健診については、各学校が学校歯科医と協議しながら、必要となる物資等を確保して実施していく。なお、健診の時期については、文部科学省から年度末日までに実施するよう方針が示されており、感染リスクの低い時期に実施することを検討している。</p> <p>市町村立学校については、設置者である各市町村教育委員会が必要に応じて対策をとられるものと考えている。</p>
<p>⑤鳥取市での濃厚接触者に関連するPCR検査が不十分であったとの声が出ている。今後、対象者に適切なPCR検査を行い、結果をきちんと公表し、住民の安心感につなげること。また濃厚接触者が休業を余儀なくされた場合の休業補償を行うこと。</p>	<p>鳥取市からは、全ての関係者に対し、PCR検査が実施されたと聞いている。</p> <p>濃厚接触者が休業した場合や、使用者の自主的判断で休業させる場合の休業手当については、雇用調整助成金の支給対象となっている。</p>
<p>⑥病床確保のための空床補償は、通常の診療報酬に見合う額となるよう補填すること。</p>	<p>この度創設された厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事交付金で、空床補償額の単価引き上げがなされたところだが、さらに実態に見合うよう大幅に引き上げることを全国知事会を通じて国に要望している。</p> <p>【厚生労働省が示した単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICU内の病床を確保する場合 1床当たり97,000円/日 ・人工呼吸器を使用して重症患者を受け入れるために病床を確保する場合 1床当たり41,000円/日 ・上記以外の場合 1床当たり16,000円/日
<p>⑦発熱外来やPCR検査の検体採取には、医師や看護師などの専属スタッフを確保する必要があり、また危険な行為であり、ぎりぎりの体制の中で運営している病院にとって、大きな負担となっている。人件費や危険手当を支給すること。</p>	<p>医療従事者や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置を講じるよう全国知事会を通じて国に要望してきたところであり、5月27日に閣議決定された国の第2次補正予算案において、医療従事者等に対する支援が盛り込まれたところである。</p>
<p>⑧四病院団体協議会が厚生労働省に要望しているが、新型コロナウイルスによる大幅な収入減少がある中、災害時と同様に、前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求を認めるよう、国に要望すること。</p>	<p>医療機関の資金繰りを支援するため、国においては、持続化給付金のほか、政府系金融機関、(独)福祉医療機構等で長期の据置期間が設定可能な無利子無担保融資等が実施されているところである。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症重症者等に対する診療報酬の増額や、初診から情報通信機器等を活用した医療提供(オンライン診療)を可能とするなど、特例的な措置も実施されていることから、現時点において災害時と同様な概算請求の取扱いを国に要望する予定はない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑨医療従事者が感染した場合の、補償制度を創設すること。</p>	<p>患者の診療、看護、介護等の業務に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。</p>
<p>⑩妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保に対し、賃金を補助すること。看護職への危険手当の支給及び増額をすること。看護職が、家族に感染させないため、帰宅せずホテル等で宿泊した場合、1泊上限10,000円の支援を行うこと（病院によっては支援している）。病院・施設・訪問看護ステーションに従事する看護師に対し、マスク、ガウン、フェイスシールド等必要な衛生資材を支給すること。在庫がつきて、緊迫した状態である。</p>	<p>各医療機関において、産前・産後休暇中の代替職員を確保しているものと考え、それ以外の妊娠中の看護職員に関しては、現時点では代替職員の賃金を補助することまでは考えていない。</p> <p>医療法人等に対して、新型コロナウイルス感染者を診察した医師や看護師等に感染が疑われる場合に、一定期間待機できる宿泊施設等の確保を支援する事業を4月臨時補正で予算措置した。</p> <p>個人防護具や消毒液については、医療機関の要請に応じ県内医療機関に供給する体制をとっており、医療機関の要請に対し順次供給を行っている。また、4月臨時補正で県が追加で医療機関配布用の個人防護具を購入する予算や、医療機関の独自購入に対し補助する予算を措置した。</p>
<p>(2) 事業所支援</p> <p>①今後も都市部における緊急事態宣言の継続や行動自粛によって、夜の Snackbar や、旅館、観光業者は、お客の回復の見通しがたらず、事業継続の岐路に立たされている。その上、頼みの綱の支援制度「持続化給付金」は、周知が不十分で、50%以上の売り上げ減少の要件、ネットでしか申請できないこと、確定申告書の記入方法による排除（個人事業主が税務署の指導で、売り上げではなく、雑所得や給与所得で記入しているため、支援対象にしてもらえない）が行われており、制度が使いにくい。県独自に損失補填制度を創設すること。国の持続化給付金は、要件緩和や郵便でも申請できるよう求め、鳥取県庁のネットを活用して申し込みができるようにすること。また県独自の損失補填制度やこれまでの支援制度は、新型コロナウイルスが終息するまで、1回だけでなく、複数回利用できるようにすること。</p>	<p>国の持続化給付金については、家賃等固定的経費を含め事業全般に広く使える自由度の高い給付金であり、順次、国の申請サポート会場が県内に設置されたところである。県としても「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」を開設し、社会保険労務士や行政書士の駐在による窓口の機能強化を図っているところであり、県内事業者への国・県経済対策予算の早期給付に向け、さらなる制度周知と申請支援に取り組んでいく。</p> <p>また、税の申告方法の違いなどで給付金の対象となっていなかったフリーランスの方々や創業間もない事業者についても支援対象に加えるよう、全国知事会を通じて国に求めてきた結果、収入を「雑所得」や「給与所得」として申告するフリーランス等の方々や、今年1月から3月までの間に創業した事業者についても支援対象とする国の2次補正予算案が5月27日に閣議決定されたところである。今後とも全国知事会を通じ、減収に苦しむ多くの事業者が受給できるよう国に必要な対応を求めていく。</p> <p>なお、県独自の損失補填制度を実施することは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②国において、事業所の家賃支援が検討されているが、早期実施を求めること。また県独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講じるよう、全国知事会を通じて国に求めた結果、5月27日に閣議決定された国の第2次補正予算案において支援が行われることとなった。</p> <p>また、すでに発動している県制度融資（新型コロナウイルス向け資金）による対応を引き続き進めていくこととしているが、中小事業者等からの申込状況を踏まえ、融資枠をさらに拡充していく（400億円→800億円）とともに、経営上の影響を受けた県内事業者が、雇用を維持しながら新型コロナウイルスの影響からの克服に向けた取組を応援するため、家賃等の固定費を含めて調整費を活用して支援するとともに6月補正による増額を検討している。</p> <p>【6月補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業 300,000千円 (別途、調整費300,000千円)</p> <p>【6月補正】企業自立サポート事業（制度金融費） 461,936千円</p> <p>【6月補正】信用保証料負担軽減補助金 75,776千円</p>
<p>③県緊急応援補助金は、新規事業に取り組む場合、人件費も補助対象経費と認めているが、事業主の人件費は補助対象外である。個人事業主も支援対象にしているのだから、事業主の人件費も補助対象経費とすること。収入減少を証明する決算書類の「確定申告書（控）」は受領印がない場合でも認めるか、税務署に提出した確定申告の書類を情報開示できるようにするか、あるいは簡易な収入減少の証明で対応するようにすること。</p>	<p>当該補助制度は、中小事業者等が行う新商品開発などの新たな取り組みを行うために必要な経費に対して補助する制度である。そのため、必要最小限の社員の直接人件費を補助対象としており、いわゆる事業主の人件費支出は補助対象としていない。</p> <p>また、収入減少に関する証明書類等については、当該制度は求めていないため、負担のない手続きとなっている。</p>
<p>④「とっとり花回廊」は、来県自粛の呼びかけにより閉園しており、収入が減少し、施設内のレストラン事業契約が先延ばしされ、契約事業所も収入減少になっている。観光施設向けの損失補填、また施設内レストランや関連土産店のキャンセル（契約先延ばし）料を支援すること。</p>	<p>「とっとり花回廊」の管理運営を委託している一般財団法人鳥取県観光事業団に対し、直営のレストランと土産店の商品の調達に関する民間事業者との契約について、実態調査を行った上で、必要に応じて同事業団と対応について検討する。</p> <p>なお、公の施設内で民間事業者が実施する飲食店、店舗等について、管理者の要請により閉店し一定の減収が確認された場合、行政財産使用料を減免するとともに、当該施設が指定管理による場合は、管理者にその補填を実施するなど配慮することとしている。</p>
<p>⑤鳥取県が、連休中にパチンコ店に休業を求めているが、アルバイトの若者の仕事が減るなど実害が出ている。休業を求めたなら損失補填（協力金支援）をすること。今後パチンコ店以外の業種も、休業の対象となることも考えられるため、休業を求める場合の損失補填（協力金支援）の仕組みを確立しておく必要がある。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく休業要請に応じた事業者への補償・支援については、本来、特別措置法に位置付けた上で、国の財源措置のもとに行うべきものであり、全国知事会を通じて国の対応を求めている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑥障害者就労支援事業所では、仕事が減り、工賃の支払いに困難を極めていると聞く。工賃補填を行うこと。</p>	<p>障害者就労支援事業所は持続化給付金の対象となっているほか、国において訓練等給付費の利用者工賃への充当を例外的に認めており、柔軟な対応が図られているところである。県としても、障がい者の働く場及び利用者の工賃等の確保等の取組への支援について、6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】障がい者等日常生活支援事業 145, 100千円</p>
<p>(3) 学生支援</p> <p>①大学生などが、アルバイト先の仕事が減って、アルバイト代が激減し、学生生活を続けることが困難になっている。国の「修学支援新制度」(大学・専門学校)は、家計所得による要件があり、多くの学生が対象にならない。また鳥取県の大学生向けの奨学金は、高校卒業後は適用していない。鳥取県出身の学生に、緊急に県奨学金を適用するか、生活費支援を行うこと。また学生に家賃補助をするか、学生も家賃助成制度の「住宅確保給付金」の対象にすること。</p>	<p>大学入学後の奨学金の貸与または給付については、日本学生支援機構の奨学金制度が家計急変に対応している。また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入が減少し困窮する大学生に対する支援については、国において新たな支援制度を創設する国の2次補正予算案が5月27日に閣議決定されたところである。</p> <p>「住居確保給付金」については、世帯生計の維持者である学生で収入要件等を満たした場合は支給対象となるため、県独自の家賃補助を行うことは考えていない。</p>
<p>②鳥取大学は8月まで授業料の支払いを猶予しているが、今後支払いが困難になることが予想される。県内大学が「学費半額」にできるよう、大学を支援すること。また、奨学金の返済が困難になっており、無利子・返済猶予、返済免除をすること。休学中であっても、奨学金が出るようにすること。</p>	<p>国立・私立大学が、家計が急変し経済的理由により学業の継続が困難となっている学生等に授業料等減免を行う場合の支援を盛り込んだ国の第2次補正予算案が5月27日に閣議決定されたところである。県としても、公立鳥取環境大学及び県内私立専門学校が行う授業料減免等の学生支援の取組に対する支援について、6月補正により対応を検討している。</p> <p>【6月補正】公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業 12, 340千円</p> <p>【6月補正】私立学校教育振興補助金 30, 610千円</p> <p>また、鳥取県育英奨学資金については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減なども返還猶予の対象としている。返還免除については、収入状況が回復すれば返還していただくことが可能であることから、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を理由として直ちに奨学金の返還を免除することは考えていない。</p> <p>なお、奨学金は修学のための貸付金であり、休学中である者に対して奨学金を貸与することは考えていない。</p>
<p>(4) 個人支援</p> <p>①ひとり親家庭では、収入減少で生活が苦しいとの声が出ている。児童扶養手当の増額、また県独自に支援金を追加すること。</p>	<p>児童扶養手当受給世帯に対する臨時特別給付金の支給を盛り込んだ国の第2次補正予算案が5月27日に閣議決定されたところである。</p> <p>また、生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に追加給付等を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②税金・公共料金の支払い猶予、国民健康保険や年金などの社会保険料は減免制度が新設されたが、自動車税の納付書には制度案内が書かれていなかった。支払い窓口などで住民が言わなくても、行政側から必ず制度をお知らせし、今後の納付通知書には、制度の案内を必ず書き込むこと。</p>	<p>納税猶予制度については、新聞広告・ホームページへの掲載、市町村・商工団体等へのチラシ配布により周知しているところである。</p> <p>自動車税種別割の納税通知書については、特例猶予制度の新設時には既に発送の準備が完了していたため、猶予制度のチラシを同封することができなかったが、今後発送する個人事業税、不動産取得税、法人県民税・事業税等の納税通知書には、チラシを同封することとしている。</p> <p>なお、これまでも納税困難な方からの納税相談を多数受けているところであり、引き続き、納税者の個々の事情を十分に聞き取り、適切に対応していく。</p>
<p>③一人 10 万円の特別定額給付金を早期に支給するよう、市町村に働きかけること。熊本市のように、生活保護世帯や児童扶養手当支給世帯などは、これまでの支給の振込口座を活かし、早期に支給すること。また、他自治体からの DV 避難者も受け取れることや、生活保護の収入認定はされないことを周知すること。</p>	<p>県内の全市町村とも、5月中旬に給付が開始となる見込み。早期給付に繋がるよう県としても、DV避難者も受け取れることや、生活保護の収入認定はされないことなど、様々な国からの情報を速やかに市町村に提供するとともに、現場での疑問点等の解決に向けて、とりまとめて国に照会するなど、連携して対応している。</p>
<p>(5) その他 正確に感染実態を把握する調査（抗体検査など）を行い、科学的な自粛解除の要件・根拠を設定すること。</p>	<p>検査を大規模に行うことや、地域・業界で実施できる活動のガイドラインを専門的な知見を踏まえて明らかにするよう、全国知事会を通じて要望している。</p>
<p>2. 医療・社会保障・教育の充実、地域の安心を確保し、地域循環型経済への転換を</p> <p>①公立病院再編統合の議論は中止し、国に再編統合対象病院名の撤回を求めること。また今後の感染症発生を想定し、医療構想を見直し、病床削減ではなく、病床や医療従事者を増やし、保健所体制を充実させる計画をつくること。</p>	<p>具体的な病院名の公表以降、国と地方の協議の場などで強く抗議した結果、厚生労働省も病床転換や病床削減を強制するものではないとしていることから、改めて撤回を求めることは考えていない。</p> <p>地域医療構想の実現に向けて、今後も引き続き地域医療構想調整会議において、個々の病院及び地域の実情を踏まえた検討を行っていく。</p>
<p>②今年度の国民健康保険料の引き上げ額が、琴浦町と倉吉市が全国トップ 10 に入るなど、深刻な事態となっている。新型コロナ禍は、お金の心配なく病院にかかれる状況をつくる大切さを示しており、払える国民健康保険料とするため、県が保険料引き下げのための独自支援を行うこと。また新型コロナウイルス対策として創設された国保の傷病手当（事業主も対象に）を継続させるため、県が財政支援すること。</p>	<p>国民健康保険料は市町村の権限と責任により設定されるものであり、保険料の引き下げのための県独自の財政支援は考えていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策として限定的に創設された傷病手当金の給付の継続及び対象の拡大については、市町村が保険財政状況等から判断されるものであり、県独自の支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③保育士配置基準の弾力化で、保育士無資格者の配置が、H28年度の19施設30人から、R1年度は87施設206人になっている。このことによって現職保育士の負担軽減になっているという面だけを見るのではなく、それだけ保育士不足が深刻であることを認識し、県独自の保育士賃金助成や、4・5歳児の配置基準の改善など保育士の処遇改善にとりくみ、保育士を増やすこと。その取り組みを通じて、保育所の「密」を解消すること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけていくこととしており、県独自の賃金上乘せ支援は考えていない。また、4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p> <p>なお、マスクの着用、手洗い・アルコール消毒、施設内消毒の徹底、換気の励行など、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症予防対策を市町村、各施設とともに引き続き講じていく。</p>
<p>④新型コロナウイルスへの対応で学校は通常通りの運営になっていない。こうした中、教員の変形労働時間制導入の前提である教員の正確な勤務実態の把握は困難であるため、今年度中の教員の変形労働時間制の条例化や導入は見送ること。また学習時間が確保されていない中、鳥取県独自の学力・学習状況調査は中止すること。学校の「密」をなくすため、一層の少人数学級をすすめること。</p>	<p>勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制は、業務が多い学期中の勤務時間を一定時間引き上げる一方、夏季休業等の長期休業期間の休日のまとめ取りを推進するなどして1年間全体の業務縮減をし、柔軟な働き方を目指すものとして令和元年12月に法制化されたものであり、今後、服務監督者である市町村教育委員会など関係機関とも協議しながら検討していく。</p> <p>「とっとり学力・学習状況調査」については、全国学力・学習状況調査の中止により今年度の学力状況を測る指標がなくなったことから、本調査を実施してほしいという声が市町村教育委員会等から上がっているため、4月22日の当初実施予定を延期し、3月末の一斉臨時休校によって生じた未指導部分を完了したうえで、5月下旬から7月上旬までの期間で各学校が都合のよい日を設定し調査を実施することとしており、現時点で中止することは考えていない。</p> <p>各学校においては、感染症対策を徹底し、3密を避けるための分散登校などを行いながら児童生徒の学びの保障に取り組んでいるが、さらなる少人数学級の拡充に向け、教職員定数の改善などについて、今後も国の動向を注視し、国に対して必要な要望を行っていく。</p>
<p>⑤学校給食に地元食材が今まで以上に提供できるよう、保護者負担となっている給食食材費（学校給食費）に対し、県が財政支援すること。学校給食無償化に向けて県が支援すること。</p>	<p>学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については学校の設置者が負担し、学校給食費（食材費）については保護者が負担することが定められている。</p> <p>学校給食費に係る経済的援助については、要保護者及び準要保護者に対する国の支援制度もあり、各市町村がそれぞれの実情に応じて給食費の一部補助を行うなど、保護者の負担軽減を図っているところであり、県教育委員会では補助や無償化など直接支援することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥学童保育の「密」を解消するため、大規模クラブが分割できるよう県独自の財政支援を強め、指導員確保のため県の給与補填額を引き上げること。また学童保育料軽減のための県独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>大規模クラブの分割については、各地域の需要に応じた分割が出来るよう「鳥取県子ども・子育て支援整備交付金」（施設整備）、「鳥取県子ども・子育て支援交付金」（備品購入等）により支援をしている。いわゆる「3密」の状態とならないよう、感染防止対策として、学校と連携した学校施設（体育館、校庭等）の利活用も検討を依頼している。</p> <p>また、指導員の給与引き上げについては、国制度による処遇改善事業の他、一定の資格を有し児童の遊びを指導する者に対する県独自の処遇改善事業もあり、事業主体である市町村の負担もあることから更なる単価の嵩上げは考えていない。当該制度活用について、引き続き市町村へ働きかけていく。</p> <p>なお、放課後児童クラブは市町村が運営主体であり、利用料も市町村や運営を受託した民間団体において定められていることから、保育料軽減については、当該市町村において検討されるべきである。</p>
<p>⑦小規模事業者・個人事業主には、雇用保障や休業補償制度がないため、県独自に恒常的な支援制度を創設し、県内事業所の雇用と営業を守ること。</p>	<p>小規模事業者・個人事業主についても、国の持続化給付金、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の対象とされているほか、県においても県内事業者向けに「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」を開設し、申請に向けた支援を行っており、そうした国の既存制度を活用いただくこととしている。</p> <p>なお、県では、国制度を補完する形で、小学校等の臨時休業により休業を余儀なくされた個人事業主に対して、鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金を制度化している。</p>
<p>⑧島根原発の再稼働・稼働に向けて、新規制基準への適合性審査が行われている。しかし新型コロナウイルス問題で、住民が避難することが困難な状況であり、審査を中断するよう求めること。</p>	<p>新規制基準の適合性審査は、国が原子力発電所の重大事故への対策等が新規制基準に適合しているかどうかを判断するもので原子力発電所の再稼働・稼働とは直接関係がないため、県として審査の中断を求める予定はない。</p> <p>また、住民避難については、国において新型コロナウイルスを含めた感染症が流行した場合の具体的な対策の検討を行っているところであり、県としてもこの検討結果も踏まえて地域防災計画等の見直し検討を行うなど避難の実効性向上に努めていく。</p>
<p>⑨5月の連休中、鳥取県内で米軍機の低空飛行訓練が目撃され、米軍機のオスプレイが岩国基地に陸揚げされて今後周辺での訓練が予定されている。また美保基地配備のC2輸送機が、昨年1月12日と今年3月12日、ネジ・ワッシャーを落下させている。各国が新型コロナウイルス対策に集中すべき時であり、米軍機や自衛隊機の訓練飛行は中止するよう求めること。</p>	<p>米軍の低空飛行訓練については、毎年防衛省及び外務省に対し、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与えるような飛行訓練を行わないよう措置することを要望している。自衛隊機の部品落下に対しては、県民の安全安心の確保と再発防止について申入れを行ったところである。なお、国において必要と判断された訓練に関して中止を求めることは考えていない。</p>